

公開買付対象株式等（株式会社キャストリコ（6695）普通株式）をお持ちの方々へ

（公開買付代理人）
東京都中央区日本橋兜町4-2
フィリップ証券株式会社

応募手続きのご案内

本公開買付に係る公開買付代理人業務については、フィリップ証券株式会社（以下「フィリップ証券」）が行います。

本公開買付への応募ならびにお問合せは、以下にお気軽にお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

フィリップ証券コールセンターT O B専用ダイヤル：0120－654－531（平日9：00－17：00。最終日の受付は午後3時まで）

応募手続きの概要

- (1) 本公開買付については、フィリップ証券以外の証券会社を経由した応募の受付は行われません。
- (2) 本公開買付のお問合せ及び申込みに関しては、当社のホームページ上及びメールでは一切お取扱いしておりません。当社コールセンターにご連絡ください。
- (3) フィリップ証券にお取引口座をお持ちでない場合、応募に先立って口座開設及び株式振替手続きが必要となりますのでご注意ください。
- (4) 応募に際しては、「公開買付応募申込書」に所定の事項をご記入の上、ご応募ください。なお、「公開買付応募申込書」は、フィリップ証券コールセンターにご請求ください。
- (5) 公開買付期間は2025年6月23日(月)～2025年8月4日(月)まで（30営業日）です。なお、最終日の応募受付につきましては15時で締め切らせていただきます。

※ 本公開買付の詳細につきましては、公開買付届出書、公開買付説明書等でご確認ください。

1. フィリップ証券での口座開設について

フィリップ証券コールセンターにご連絡ください。口座開設に必要な書類を郵送いたします。ご返送の際、本人確認書類（注1）の同封をお願いします。なお、口座開設書類等の郵送でのやり取りには時間を要するため、コールセンターへの口座開設書類のご請求は、2025年7月4日(金)を目途にお願いいたします。

※ 口座開設には、お時間がかかる場合がございますので2025年7月17日(木)を目途に口座開設書類がフィリップ証券に到着するようお手続きください。なお、それ以降の受付やご提出いただいた書類に不備がある場合は、応募手続きの全て（口座開設、株式振替、公開買付の応募）が公開買付期間内に完了しない可能性もありますのでご了承ください。

以下の書類を返信用封筒にてご返送ください。

普通株式の公開買付に応募される場合

・公開買付応募申込書（普通株式用）

2. 株式振替手続きについて

株式がフィリップ証券以外の証券会社や特別口座に記録されている場合は、株式の振替手続きに時間を要するため、2025年8月1日(金)までに振替手続きが完了しますようお願いいたします。

それ以降にお手続きをされる場合は、株式振替手続きが公開買付期間内に完了しない可能性もありますのでご注意ください。

ケース1 株式がフィリップ証券のお取引口座に記録されている場合は株式に関するお手続きは特に必要ありません。

ケース2 株式がフィリップ証券以外の証券会社のお取引口座に記録されている場合は、あらかじめお取引先の証券会社にて、株式をフィリップ証券のお取引口座に振替える手続きをお取りください。

ケース3 株式が特別口座に記録されている場合（注2）は、フィリップ証券のお取引口座に振替え手続きを行ってください。

※上記振替手続きには、1週間～2週間程度を要する場合もございますので、早めにお手続きください。

3. 公開買付の応募について

「公開買付応募申込書」に所定の事項をご記入の上、フィリップ証券コールセンター宛にご郵送ください。

なお、「公開買付応募申込書」が**最終日の15時**までにフィリップ証券に到着していることが必要となりますので、余裕を持ってご郵送ください。

※「公開買付応募申込書」は、フィリップ証券コールセンターにご請求ください。

4. 決済の方法

買付等の決済は、フィリップ証券が行います。なお、決済の開始日は2025年8月20日(水)です。公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付による買付等の通知書をお客様（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付は株式交付にて行います。対象者普通株式1株につき、公開買付者普通株式9.34株の交付となります。

（注1）

イ) 本人確認書類のご提示について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、フィリップ証券において新規に証券取引口座を開設される場合または日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合に本人確認書類等が必要となっております。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等の施行に伴い、証券会社への個人番号（マイナンバー）の提示が法律で義務付けられており、個人番号・法人番号の確認および本人確認が必要となっております。詳しくは、フィリップ証券コールセンターまでお問い合わせください。

ロ) マイナンバー（個人番号）・法人番号および本人確認書類等について

〈個人〉

パターン	マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	本人確認書類
1		個人番号カード（両面のコピー） ※裏面は本人確認書類となります
2	マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	顔写真付きの書類いずれか1点（コピー） 【運転免許証、在留カード、特別永住者証明書等】
3	または 住民票記載事項証明書	顔写真無しの書類いずれか2点（コピー） 【各種保険の被保険者書、印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書等】

〈法人〉

パターン	法人番号を確認するための書類	本人確認書類
1	法人番号指定通知書（コピー） ※発行から6カ月以内のもの	
2	法人番号指定通知書（コピー） ※発行から6カ月超のもの	登記事項証明書 ※発行から6カ月以内のもの
3	法人番号確認書類* ※6カ月以内に作成されたもの	登記事項証明書 ※発行から6カ月以内のもの

* 法人番号印刷書類は国税庁法人番号公表サイトからお客様に出力いただく書類です。
出力方法等の詳細は国税庁法人番号サイトをご確認ください。

法人の取引担当者個人の本人確認書類（以下書類のうち、いずれか2点）		
・個人番号カード（表面コピー）	・運転免許証（コピー）	・住民基本台帳カード（コピー）
・特別永住者証明書（コピー）	・在留カード（コピー）	・各種保険の被保険者証（コピー）
・印鑑登録証明書（原本）	・住民票の写し（原本）	・住民票記載事項証明書（原本）

〈外国人株主〉

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との委任契約に係る委任状または契約書（当該外国人株主の氏名または名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限りです。）の写しならびに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本政府の承認した外国政府もしくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 特別口座からフィリップ証券のお取引口座への振替手続きについて

ほふりに預託されていない株式は、株主名簿管理人である特別口座管理機関（三井住友信託銀行株式会社）に開設される特別口座に残高が移行されております。特別口座では本公開買付けに応募できません。フィリップ証券のお取引口座への振替手続きに際して株主名簿管理人への口座振替申請書の提出が必要になります。振替に際しては、以下の点にご注意ください。

- ① 特別口座からフィリップ証券のお取引口座への振替は、同一氏名の口座に限られております。
- ② 振替える株数は、特別口座に記録された株数以内としてください。
- ③ 口座振替申請書は、株主名簿管理人に届け出ている印鑑を押印してください。
- ④ 口座振替申請書の「届出印」「住所」「氏名」が株主名簿管理人に届け出たものと異なる等の不備があった場合は、株主名簿管理人は口座振替申請書を受け付けません。株主名簿管理人からの返戻に時間を要する場合がありますので不備がないように十分ご注意ください。

※この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。 投資に関する最終決定はご自身のご判断でお願いいたします。